

福岡市公報

令和 8 年 3 月 30 日 第7223号(別冊17)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

— 目	次 —	ページ
交 通 局		
○福岡市高速鉄道係員規程の一部改正 (規程第 6 号)		1
○福岡市交通局理事以下専決規程の一部改正 (訓令第 1 号)		6

交 通 局

福岡市高速鉄道係員規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

福岡市交通事業管理規程第 6 号

福岡市高速鉄道係員規程の一部を改正する規程

福岡市高速鉄道係員規程 (平成16年福岡市交通事業管理規程第18号) の一部を次のように改正する。

目次中「第43条の12」を「第43条の14」に、「第73条の18」を「第73条の33」に改める。

第 3 条第 1 項を削り、同条第 2 項中

「**駅務管理課駅務指導係員** (以下「**駅務指導係員**」という。)」を

「**駅務管理課駅務指導係員** (以下「**駅務指導係員**」という。)」

駅務管理課乗客係長 (以下「**乗客係長**」という。) に改め、同項を同条とす

駅務管理課乗客係員 (以下「**乗客係員**」という。) 」

る。

第 4 条から第17条までを次のように改める。

第 4 条から第17条まで 削除

第17条の 2 中「 (営業部長の掌理に係るものを除く。)」を削る。

第 2 章第 2 節中第43条の12を第43条の14とし、第43条の 5 から第43条の11までを 2 条ずつ繰り下げ、第43条の 4 の次に次の 2 条を加える。

(乗客係長)

第43条の 5 乗客係長は、駅務管理課長の命を受け、これを補佐し、乗客サービスの統括に関する業務を処理するとともに、所属職員を指揮監督する。

(乗客係員)

第43条の6 乗客係員は、乗客係長の指揮を受け、乗客サービスの統括に関する業務を処理する。

第44条を次のように改める。

(保守係員)

第44条 施設部における保守係員は、次に掲げる者とする。

施設部長

技術課長

技術課工務係長（以下「工務係長」という。）

技術課工務係員（以下「工務係員」という。）

技術課軌道係長（以下「軌道係長」という。）

技術課軌道係員（以下「軌道係員」という。）

施設課長

施設課建築第1係長（以下「建築第1係長」という。）

施設課建築第1係員（以下「建築第1係員」という。）

施設課建築第2係長（以下「建築第2係長」という。）

施設課建築第2係員（以下「建築第2係員」という。）

施設課建築保全係長（以下「建築保全係長」という。）

施設課建築保全係員（以下「建築保全係員」という。）

施設課機械設備係長（以下「機械設備係長」という。）

施設課機械設備係員（以下「機械設備係員」という。）

施設課電気設備・検査係長（以下「電気設備・検査係長」という。）

施設課電気設備・検査係員（以下「電気設備・検査係員」という。）

施設課主査（ホームドア更新担当）（以下「ホームドア更新担当主査」という。）

施設課工場整備係長（以下「工場整備係長」という。）

施設課工場整備係員（以下「工場整備係員」という。）

施設課主査（空調設備担当）（以下「空調設備担当主査」という。）

施設課係員（空調設備担当）（以下「空調設備担当係員」という。）

施設課特命担当の課長（以下「建築設備担当課長」という。）

電気課長

電気課電力指令長（以下「電力指令長」という。）

電気課電力指令員（以下「電力指令員」という。）

2 車両・保全部における保守係員は、次に掲げる者とする。

車両・保全部長

姪浜車両工場長

姪浜車両工場施設係長

姪浜車両工場施設係員

姪浜車両工場修車係長

姪浜車両工場修車係員

姪浜車両工場検車係長

姪浜車両工場検車係員

姪浜車両工場主査（車両運用担当）（以下「車両運用担当主査」という。）

姪浜車両工場主査（新車保守計画担当）（以下「新車保守計画担当主査」という。）

橋本車両工場長

橋本車両工場施設係長

橋本車両工場施設係員

橋本車両工場修車係長

橋本車両工場修車係員

橋本車両工場検車係長

橋本車両工場検車係員

姪浜保守事務所長

姪浜保守事務所保線係長

姪浜保守事務所保線係員

姪浜保守事務所電力保安係長

姪浜保守事務所電力保安係員

姪浜保守事務所信通保安係長

姪浜保守事務所信通保安係員

姪浜保守事務所主査（保守事業調整担当）（以下「姪浜保守事務所保守事業調整担当主査」という。）

橋本保守事務所長

橋本保守事務所保線係長

橋本保守事務所保線係員

橋本保守事務所電力保安係長

橋本保守事務所電力保安係員

橋本保守事務所信通保安係長

橋本保守事務所信通保安係員

橋本保守事務所主査（保守事業調整担当）（以下「橋本保守事務所保守事業調整担当主査」という。）

第45条を次のように改める。

（施設部長）

第45条 施設部長は、高速鉄道の鉄道施設（車両・保全部が所管するものを除く。）の保守、管理及び改修その他これらに付帯する全般の業務を掌理し、所属職員を指揮監督す

る。

第45条の2及び第46条中「施設車両部長」を「施設部長」に改める。

第51条の3を第51条の8とし、第51条の2の次に次の5条を加える。

(ホームドア更新担当主査)

第51条の3 ホームドア更新担当主査は、施設課長の命を受け、これを補佐し、ホームドア設備更新に関する業務を処理する。

(工場整備係長)

第51条の4 工場整備係長は、施設課長の命を受け、これを補佐するとともに、建築（駅施設を除く。）及び建築付帯設備（姪浜車両基地及び橋本車両基地に限る。）の改修に関する業務を処理し、所属職員を指揮監督する。

(工場整備係員)

第51条の5 工場整備係員は、工場整備係長の指揮を受け、建築（駅施設を除く。）及び建築付帯設備（姪浜車両基地及び橋本車両基地に限る。）の改修に関する業務に従事する。

(空調設備担当主査)

第51条の6 空調設備担当主査は、施設課長の命を受け、これを補佐し、駅的全館冷房化に関する業務を処理し、所属職員を指揮監督する。

(空調設備担当係員)

第51条の7 空調設備担当係員は、空調設備担当主査の指揮を受け、駅的全館冷房化に関する業務に従事する。

第52条中「施設車両部長」を「施設部長」に改める。

第56条を次のように改める。

第56条 削除

第57条中「及び電力指令教育担当主査」を削る。

第58条から第72条までを次のように改める。

第58条から第72条まで 削除

第73条を次のように改める。

(車両・保全部長)

第73条 車両・保全部長は、高速鉄道の保線、電気設備の保守、管理及び改修、車両その他これらに付帯する業務を掌理する。

第73条の2及び第73条の11中「施設車両部長」を「車両・保全部長」に改める。

第73条の18を次のように改める。

(姪浜保守事務所長)

第73条の18 姪浜保守事務所長は、車両・保全部長の命を受け、1号線及び2号線の線路並びにそれらの関連施設（以下「1号線及び2号線の線路等」という。）、1号線及び2号線の電力設備並びにその関連施設（以下「1号線及び2号線の電力設備等」とい

う。)並びに1号線及び2号線の信号設備及び通信設備並びにそれらの関連施設(電気課長の掌理に係るものを除く。以下「1号線及び2号線の信号通信設備等」という。)の保守、管理及び改修に関する業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第3章第2節中第73条の18の次に次の15条を加える。

(姪浜保守事務所保線係長)

第73条の19 姪浜保守事務所保線係長は、姪浜保守事務所長の命を受け、これを補佐するとともに、1号線及び2号線の線路等の保守及び管理並びに1号線及び2号線の線路等の改修の調査、研究及び実施に関する業務を処理し、所属職員を指揮監督する。

(姪浜保守事務所保線係員)

第73条の20 姪浜保守事務所保線係員は、姪浜保守事務所保線係長の指揮を受け、1号線及び2号線の線路等の保守及び管理並びに1号線及び2号線の線路等の改修の調査、研究及び実施に関する業務に従事する。

(姪浜保守事務所電力保安係長)

第73条の21 姪浜保守事務所電力保安係長は、姪浜保守事務所長の命を受け、これを補佐するとともに、1号線及び2号線の電力設備等の保守、管理及び改修に関する業務を処理し、所属職員を指揮監督する。

(姪浜保守事務所電力保安係員)

第73条の22 姪浜保守事務所電力保安係員は、姪浜保守事務所電力保安係長の指揮を受け、1号線及び2号線の電力設備等の保守、管理及び改修に関する業務に従事する。

(姪浜保守事務所信通保安係長)

第73条の23 姪浜保守事務所信通保安係長は、姪浜保守事務所長の命を受け、これを補佐するとともに、1号線及び2号線の信号通信設備等の保守、管理及び改修に関する業務を処理し、所属職員を指揮監督する。

(姪浜保守事務所信通保安係員)

第73条の24 姪浜保守事務所信通保安係員は、姪浜保守事務所信通保安係長の指揮を受け、1号線及び2号線の信号通信設備等の保守、管理及び改修に関する業務に従事する。

(姪浜保守事務所保守事業調整担当主査)

第73条の25 姪浜保守事務所保守事業調整担当主査は、姪浜保守事務所長の命を受け、これを補佐するとともに、1号線及び2号線の鉄道施設保守事業に係る連絡調整等に関する業務を処理する。

(橋本保守事務所長)

第73条の26 橋本保守事務所長は、車両・保全部長の命を受け、3号線の線路及びその関連施設(以下「3号線の線路等」という。)、3号線の電力設備及びその関連施設(以下「3号線の電力設備等」という。)並びに3号線の信号設備及び通信設備並びにそれらの関連施設(電気課長の掌理に係るものを除く。以下「3号線の信号通信設備等」という。)の保守、管理及び改修に関する業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(橋本保守事務所保線係長)

第73条の27 橋本保守事務所保線係長は、橋本保守事務所長の命を受け、これを補佐するとともに、3号線の線路等の保守及び管理並びに3号線の線路等の改修の調査、研究及び実施に関する業務を処理し、所属職員を指揮監督する。

(橋本保守事務所保線係員)

第73条の28 橋本保守事務所保線係員は、橋本保守事務所保線係長の指揮を受け、3号線の線路等の保守及び管理並びに3号線の線路等の改修の調査、研究及び実施に関する業務に従事する。

(橋本保守事務所電力保安係長)

第73条の29 橋本保守事務所電力保安係長は、橋本保守事務所長の命を受け、これを補佐するとともに、3号線の電力設備等の保守、管理及び改修に関する業務を処理し、所属職員を指揮監督する。

(橋本保守事務所電力保安係員)

第73条の30 橋本保守事務所電力保安係員は、橋本保守事務所電力保安係長の指揮を受け、3号線の電力設備等の保守、管理及び改修に関する業務に従事する。

(橋本保守事務所信通保安係長)

第73条の31 橋本保守事務所信通保安係長は、橋本保守事務所長の命を受け、これを補佐するとともに、3号線の信号通信設備等の保守、管理及び改修に関する業務を処理し、所属職員を指揮監督する。

(橋本保守事務所信通保安係員)

第73条の32 橋本保守事務所信通保安係員は、橋本保守事務所信通保安係長の指揮を受け、3号線の信号通信設備等の保守、管理及び改修に関する業務に従事する。

(橋本保守事務所保守事業調整担当主査)

第73条の33 橋本保守事務所保守事業調整担当主査は、橋本保守事務所長の命を受け、これを補佐するとともに、3号線の鉄道施設保守事業に係る連絡調整等に関する業務を処理する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

福岡市交通局訓令第1号

福岡市交通局理事以下専決規程(昭和56年福岡市交通局訓令第10号)の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月30日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

別表第4 総務部関係の部部長の項専決事項の欄に次の1号を加える。

②) 高速鉄道の乗車券の製作

別表第4 総務部関係の部に次のように加える。

営業課長	(1) 列車内及び駅構内の遺失物の取扱い (2) 乗車券の取扱い (3) 通学定期券を発売する学校の指定 (4) 広告営業の実施 ア 広告内容の審査（重要なものを除く。） イ 広告掲出の許可 ウ 広告料金の徴収及び還付 (5) 広告取扱業務に関する契約（重要なものを除く。）
------	--

別表第4 営業部関係の部を削る。

